埼玉県立大宮中央高等学校
いじめ防止基本方針

令和８年度

目　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

1　いじめの定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　いじめの態様と基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

3　本校におけるいじめ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

4　校内組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

5　懲戒処分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

6　いじめの未然防止策に係るＰＤＣＡサイクル　・・・・・・・・・・・・・・・・5

7　保護者との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

8　年間行事計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

はじめに

本基本方針は、いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、また、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

1　いじめの定義

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」により、いじめを定義するものとする。

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）

（いじめの定義）

第２条 この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止等のための基本的な方針

（平成２５年１０月１１日　文部科学大臣決定　最終改訂平成２９年３月１４日）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際，いじめには，多様な態様があることに鑑み，法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

２　いじめの態様と基本的な考え方

（１）いじめの４つの態様

様態Ａ（加害生徒・被害生徒ともにいじめ加害・被害の認識有）

例　加害生徒は持ち物を隠したり、弁当を食べてしまったり、いじめ行為と認識した上で嫌がらせを行い、被害生徒はそれを苦痛に感じている。

様態Ｂ（加害生徒にいじめ加害の認識無、被害生徒にいじめ被害の認識有）

例　加害生徒は会うたびに殴ったり、蹴ったりと一方的に暴力をふるうが、それは友達内の遊びだと思っている。しかし、被害生徒はそれを苦痛に感じている。

様態Ｃ（加害生徒にいじめ加害の認識有、被害生徒にいじめ被害の認識無）

例　加害生徒はインターネット上に被害生徒の悪口を書いたり、無断で写真を撮り、載せたりしていた。しかし、被害生徒はその事実を知らなかった。

様態Ｄ（加害生徒・被害生徒ともにいじめ加害・被害の認識無）

例　加害生徒は、便所に閉じ込めたり、暴力を振るったりと一方的・継続的に嫌がらせを行っているが、それは友達内の遊びだと思っている。同時に被害生徒についてはそれをいじめと捉える力が希薄な性格を有している。しかしまわりから見ると、一方的であり、行

き過ぎた行為としていじめに見える。

（２）基本的な考え方

一般的な生徒指導（暴力・器物損壊・喫煙・万引など）では、「行為」に対して指導を行うのが基本である。しかしながら、いじめは「結果」に対して指導を行うものである。その違いを押さえておくことが肝要である。

本校では教員（特定の教員のみによることなく、後述のいじめ防止等の対策のための組織を含む）がいじめられていると思われる生徒の状況や周辺の状況を客観的に確認、判断することにより、上記４様態すべてにおいて「いじめ」と判断し、対応するものとする。

特にＢやＤの様態においては、加害生徒にいじめている認識がないため、加害生徒及びその保護者に対し、いじめと理解させることに困難を伴うことも予想されるが、望ましい人間関係の構築及び重大事態防止（後述）の観点から積極的に判断していく。

３　本校におけるいじめ対策

（１）いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にいじめの未然防止に取り組む。

いじめ防止の基本的な取組として、生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるよう生徒に働きかける。

また、生徒一人一人の自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。

さらに、自ら命を絶つ事故についてもいじめとの関連性が指摘されることがある。どんなことがあっても死を選んではいけないという姿勢を教師としてはっきり示し、生命を大切にする指導を強力に推進する。

ア　教師の言動・姿勢

（ア）生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない

（イ）いつどこでも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる

（ウ）いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する

（エ）日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努める

（オ）日ごろの発言や指導においていじめの発生を許容しない、いじめの土壌をつくらない雰囲気づくりを行う

イ　学級経営

（ア）生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する

（イ）生徒一人一人の居場所づくりに配慮する

ウ　学習指導

（ア）学ぶ意欲を持たせる、わかる授業を心掛ける

（イ）授業改善に努め、生徒一人一人の参加意識を高める

エ　特別活動

部活動等の自主的・主体的な活動を通じて、達成感・成就感を育成する。

（２）早期発見

いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教師が気付きにくく、また判断しにくい形で行われることが多い。そのため、ささいな兆候であっても、「いじめかもしれない」との疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知していく。

そのため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて複数回の面談やアンケート調査の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

（３）いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教員が個人で判断することや、一部の教員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで、次の点に留意して取り組む。

ア　加害生徒への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。 いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

イ　被害生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。生徒のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、生徒との信頼関係を築いておく。

ウ　観衆生徒（周りではやし立てる生徒）への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害生徒の気持ちになって考えさせ、いじめの加害生徒と同様の立場にあることに気付かせる。

エ　傍観生徒（見て見ぬふりをする生徒）への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

オ　集団（学級や部活動など）への対応

いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示すとともに、様々な個性を認め合い、集団の一員としての自助・共助・公助の気持ちを醸成させ、連帯感を高める。

４　校内組織

本校では、いじめ防止対策推進法に基づき、各課程に「いじめ防止対策委員会」を置き、以下の業務を行う。

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第２２条 学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（１）いじめ防止対策委員会

（通信制）教頭、生徒指導部、養護教諭

（単位制による通信制）

教頭、生徒指導主任、保健主事、秋季生担任団主任、連携生担任団主任

（単位制による定時制）

教頭、生徒指導部、養護教諭、教育相談部主任、担任

個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加するものとする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

ア　いじめの未然防止及び早期発見

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、いじめは物理的な暴力以外にも暴力を伴わないもの（仲間外れ、無視、陰口）を含め、その発現には多様なものがある。そのため、教員一人一人が、生徒やクラスのわずかな変化も見逃さず、かつ複数の教員で確認できる体制をつくる。

・いじめにつながる可能性のある言動を発見した、または、いじめに関する情報を得た場合は、速やかにいじめ防止対策委員長に報告する。

・定期または臨時に会議を開催し、生徒の状況について情報共有を図る。

・スクールカウンセラー等と連携する。

イ　いじめ発生時の対応業務

いじめとは、先に述べたとおり、「行為」ではなく、「結果」である。そのため、いじめに当たるか否かの判断を待って対応するのではなく、先ずは被害生徒側の観点に立ち、「いじめかもしれない」と判断して早期に対応・行動していくことが肝要である。

・被害生徒からの聞き取り
・被害生徒のケア（場合によっては教育相談委員会に要請）
・保護者への対応
・周囲の生徒からの聞き取り
・加害生徒からの聞き取り
・回復措置（被害生徒の回復、加害生徒の反省）

（２）重大事態への対応

ア　重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより

・生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

・相当の期間（年間３０日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合を含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合などのケースを想定する。

なお、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして調査報告に当たる。

イ　重大事態への対応

校長は、いじめにより重大事態が発生した場合は県教育委員会に報告する。さらに外部機関との連携が必要と判断した場合は、県教育委員会の指導・助言を受け、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者を含んだいじめ対策委員会を組織するとともに、今後の対応や調査についても指導、助言を受ける。また、いじめの内容によっては、警察等関係機関と連携を行う。

５　懲戒処分

校長は学則第３４条、６０条及び８５条により、加害生徒について必要と認めたときには懲戒処分を行う。処分については県の「生徒懲戒の手続等に関する基準」に則り行う。

※　学校における懲戒処分は、例えば暴力行為における刑事罰（逮捕、審判等）や民事罰（慰謝料、損害賠償等）を妨げるものではない。

６　いじめの未然防止策に係るＰＤＣＡサイクル

ＰＬＡＮ	４月	いじめ防止対策委員会の発足、年間計画の詳細策定
	７月	学校評議委員会での意見聴取
ＤＯ	通年	いじめ防止策の実行
ＣＨＥＣＫ	１月～２月	年度総括し、改善点の洗い出し
	２月	学校評議員会での総括
ＡＣＴＩＯＮ	３月、４月	新しい年間計画を策定（３月）し、詳細策定（４月）

７　保護者との連携

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な

危険を生じさせうる。

このことを保護者は十分理解し、子供がいじめの加害者にも被害者にもならないように子供と話し合いの機会を持ち、指導を行う。また家庭において日ごろから子供の様子を観察し、兆候が見られたと思われる際には、すぐに学校と連携を図り、早期発見、早期解決に努めるものとする。また、子供たちに自ら命を絶つ事故が発生している状況を踏まえ、子供に対し、生命を大切にする指導を家庭でも繰り返し行う。

子供がいじめの加害者となってしまった際には、その事実を受け止め、子供に対して適切な指導を行うとともに、被害者に誠意を持って対応する。

8　年間行事予定

	いじめ対策に係る行事予定	学校行事
4月	・新入生に対するいじめ防止教育（授業登録 OR）	・入学式（通信・単定） ・受講手続き
5月		
6月	・令和7年度学校いじめ防止基本方針策定に係る最終検討	・学校評議員会 ・学校評価懇話会
7月	・令和7年度学校いじめ防止基本方針の公表（HP）	・期末考査
8月		・夏季休業
9月	・「令和7年度学校いじめ防止基本方針」前期評価及び改善のための検討 ・いじめ防止を含む学校生活に関する指導（履修指導時） ・いじめの実態把握のためのアンケート実施	・(単)転編入学試験
10月	・(単) 入学生に対するいじめ防止教育（履修指導時）	・(単) 入学式 ・(単)受講手続き
11月		
12月	・いじめの実態把握のためのアンケート実施	・冬季休業(12月下旬～)
1月		・冬季休業(～1月上旬)
2月	・「令和8年度学校いじめ防止基本方針」年間評価及び次年度に向けた取組の検討	・学校評議員会 ・学校評価懇話会
3月	・「令和9年度学校いじめ防止基本方針」の内容に関する検討及び策定	・入学者選抜及び転編入学試験

・上記予定に加え、下記について、通信制の課程・単位制による通信制の課程・単位制による定時制の課程が、生徒の実態及びそれぞれの課程の学校行事並びに生徒の活動の予定を考慮し、効果的に実行する。

①　いじめの実態把握のためのアンケート

各課程とも年2回以上実施する。

②　いじめの防止に資する教育

「明日をめざして（埼玉県教育委員会編）」を活用し、自己理解や自己実現、他者との関わりや社会貢献などをとおして、いじめの防止に資する教育を行う。

実施の具体については各課程が、生徒の実態、実施時期を踏まえ、決定する。

「いじめ防止に係る行事計画」は前年度の評価を踏まえ、毎年度更新するものとする。